

第5章 総社市は障がい者の「健康」に責任をもちます

第5章 総社市は障がい者の「健康」に責任をもちます

1. 保健・医療の推進

本市では、医療機関との連携により、地域医療やリハビリテーション体制の充実に取り組むとともに、胎児期から高齢者まで各種健康診査を実施し、市民の健康づくりを推進してきました。

本市では、妊娠の届出から妊娠、出産時の不安を軽減し、安心して出産を迎えるように妊婦相談などを実施するとともに、健康診査を受けるように勧めています。

乳幼児期においては、未然に疾病や事故の防止ができるよう情報の提供や相談を行い、思春期には、低体重児の出産原因とも言われている酒、たばこの害についての指導を行っています。また、適切な時期に予防接種を受けて、病気の発生、予防ができるよう啓発をしています。

精神科医療や相談窓口の充実により、精神疾患を初期の段階で発見し、早期に治療することで、重症化の防止も可能となります。一方、精神障がいに対する理解はまだまだ十分とは言い難く、根強い偏見も残っており、早期対応に結びついていない現状があります。今後は、心の健康の保持・増進も含めた環境整備を進めます。

(1) 保健・医療の充実

施策名	内容
妊婦健康診査の啓発と妊婦健康診査を受けやすい体制の維持	妊娠中を健やかに安心して過ごし、安全に出産ができるよう、妊婦健康診査を適切な時期に受けるよう妊婦に啓発勧奨していきます。また、市民の妊婦健康診査費用に係る経済的負担の軽減に努めるため、妊婦健康診査の公費負担の継続を図り、妊婦健康診査を受けやすい体制を維持していきます。
妊婦に対する健康相談や指導の充実	若年妊婦、高齢妊婦、その他指導が必要な妊婦に対して健康相談や指導の充実を図るとともに、乳幼児健康診査後の要支援児への相談、訪問のさらなる充実を図ります。
母親や子ども同士の仲間づくりをする環境の整備	関係機関と連携しながら、親や子ども同士の仲間づくり、さらに子ども同士がふれあうことのできる環境の整備や、グループ（親子クラブ）活動などを支援します。

施策名	内容
難病患者やその家族に対する支援	難病に対する住民の意識啓発に努め、住民が難病患者やその家族を支えることのできる地域社会の形成を図るとともに、保健所や各関係機関における連携体制を強化し、難病患者やその家族の生活の向上に努めます。
自立支援医療、心身障害者医療制度の周知	パンフレットや広報紙などにより、自立支援医療や心身障害者医療制度などの医療費公費負担制度の周知に努めます。

(2) 精神保健対策の充実

施策名	内容
精神保健対策の充実	精神保健の重要性について、心の健康づくり講演会等による啓発や、健康カレンダーによる「心の健康相談」の周知を図るとともに、保健所や関係機関等との連携のもと、気軽に相談できる相談窓口の整備と、健康相談や保健指導の充実に努めます。
自殺対策の充実	自殺対策について、適切な相談・医療機関への橋渡し役を担うゲートキーパーの養成等に努めるなど関係機関との協働により取り組みます。
保健・医療・福祉の連携	入院、退院、社会復帰訓練や地域生活について、保健所、医療機関等と連携し、地域移行や保健・医療・福祉施策の体系的な展開を図ります。
福祉施策・社会復帰対策の推進	障がい者やその家族が、地域生活を安心して送ることができるよう、居宅介護をはじめとする訪問系サービスの充実を図ります。さらに、地域活動支援センターなどへの参加を促し、仲間づくりや対人関係構築の訓練ができる場として提供し、その充実に努めます。
家族の精神的負担及び介護の負担軽減	障がい者の理解と支援を図る自助グループとして、また、障がい者の家族の精神的負担を軽減するために、家族会組織の育成と強化に努めます。 障がい者と家族を支えるボランティアの育成を図っていくと同時に、講座だけではなく、その後も自主的、継続的に取り組んでいくことを念頭に計画、実施していきます。

施策名	内容
普及啓発活動の推進	精神障がい者に対する偏見等を解消し、眞の理解を深めるために、身近な地域において障がい者理解につながるイベントを行うなど、普及啓発活動を積極的に推進します。
精神疾患等の予防と早期発見、早期治療の促進	医療機関をはじめとした関係機関と連携し、電話相談や面接相談、訪問活動により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。
地域相談支援体制の確立	社会復帰可能な精神障がい者が、精神保健福祉の専門家によるきめ細かな支援を受け、社会復帰訓練を体験することで社会的自立を促進させ地域につなげられるよう、地域移行支援のネットワーク体制の充実を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援の体制整備を図ります。
精神保健知識の普及・啓発と心の健康づくりの推進	家庭や学校、地域や職場において、心の健康づくりを支援するとともに、健康教育の一環として心の健康づくり講座などを開催することにより、精神保健の知識及び精神障がい者への正しい理解について普及・啓発を行います。

(3) 難病に関する保健・医療施策の推進

施策名	内容
難病患者に対する福祉施策の推進	保健・医療・福祉関係者の連携のもとに在宅療養が継続しやすい環境づくりに努めます。また、ホームヘルパーの派遣、短期入所、日常生活用具給付等事業の利用の促進を図り、在宅療養を支援します。さらに、講演会、交流会、相談会等の周知を図り、患者及び家族の参加を促進し、不安等の軽減に努めます。
難病患者等に対する生活支援体制の整備	県と連携し、難病患者等を支援する体制の整備に努めます。
市職員の障がいに対する理解のさらなる促進	職員が障がいや難病についての理解をさらに深めるために、研修等の実施に努めます。

施策名	内容
あらゆる媒体等を通じた広報・啓発	あらゆる媒体や行事の機会等を通じ、市民に対する高次脳機能障がい、発達障がい、精神障がいや難病患者など、多様な障がいについての理解の促進に努めます。

(4) 障がい原因となる疾病等の予防・治療

施策名	内容
予防接種の周知	予防接種の重要性とその効果の周知を図り、疾病予防に努めます。
疾病の早期発見と健康管理の徹底	各種健康診査等の内容の充実と受診しやすい環境づくりや人間ドックの受診勧奨を行い、疾病の早期発見と健康管理の徹底を図ります。
成人保健対策の充実	健康診査による要指導者等に対しては、精密検査や早期治療等の適切な指導に努めます。さらに、生活習慣病予防のため、特定健康診査・特定保健指導の一層の推進に努めます。また、保健福祉大会等を実施して市民の健康意識の高揚に努め、愛育委員協議会及び栄養改善協議会と連携を図り、健康づくり教室等を開催し、広く参加を呼びかけます。
保健指導の強化	生活習慣病の発症を未然に防ぐため、健康診査を受診しやすい体制づくりと保健指導の強化を進めています。
心の健康づくりの推進	心の健康相談や相談支援事業所等、相談窓口を広く周知し、心の健康づくりを推進します。
乳幼児健康診査・相談・訪問の充実	保護者が感じる「育てにくさ」に寄り添いつつ、その要因を見極め、必要時には早期支援につながるよう相談・訪問等を行いながら、保護者との関係づくりを培います。
治療環境の整備	保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。